

## 第2章

### 小学校、中学校及び都立高校等における

### 特別支援教育の充実

- 1 小学校、中学校における特別支援教育の充実
- 2 都立高校等における特別支援教育の充実

## 1 小学校、中学校における特別支援教育の充実

### これまでの取組

- 特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援学校と特別支援学級が連携して授業研究等を行うことにより、特別支援学級の専門性向上を図るための取組を推進
- 発達障害のある児童が在籍校で特別な指導が受けられるようにするため、小学校において特別支援教室を導入し、教員による巡回指導を実施  
(平成 28 年度：602 校、平成 30 年度：全校導入予定)
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の整備を図るとともに、特別支援学級に加えて通常の学級においても学校生活支援シートと個別指導計画の作成と活用を促進

### 施策の考え方

- 「多様な学びの場」の充実に向けて、障害のある児童・生徒が地域において教育を受けられる体制を構築するためには、小学校、中学校における指導・支援や、教育環境の充実が必要
- 発達障害のある児童・生徒が、他者との関わり方や学習の仕方等将来の自立を図る上での素地を築くためには、義務教育段階における適切な支援が必要

### 今後の施策の展開

- (1) 小学校、中学校における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備  
知的障害特別支援学級の一貫した教育課程の研究 等
- (2) 小学校、中学校における発達障害教育の推進  
発達障害のある児童・生徒への指導内容の充実、特別支援教室の設置 等

## (1) 小学校、中学校における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備

### 具体的な取組

#### ① 小学校、中学校の知的障害特別支援学級から特別支援学校高等部までの一貫した教育課程の研究

知的障害特別支援学級における教育の更なる充実を図るためには、児童・生徒の将来を見据え、知的障害特別支援学級（小学校6年間と中学校3年間）及び知的障害特別支援学校（高等部3年間）の計12年間を系統立てて、カリキュラムを構築することが重要です。

そこで、都教育委員会では、区市町村教育委員会と連携して12年間を見据えた教育課程編成とカリキュラムづくりを研究・開発していきます。

#### ② 副籍制度の充実による交流活動の推進【関連：第1章-3-(2)-③ (p85)】

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流及び共同学習を計画的・組織的に推進していくことは、障害のある児童・生徒への理解推進の先にある、共生社会の実現に向けて大きな意義があります。こうした考えの下、平成20年3月に告示された幼稚園教育要領及び小学校、中学校の学習指導要領では、「交流及び共同学習の推進」が示されました。

これを受け、都教育委員会では、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づく副籍制度充実事業において、実践研究校3校を会場として実践事例報告会を開催し、交流事例の紹介等、共同学習の取組に係る情報共有を行ってきました。また、平成26年3月には副籍制度の意義や障害の特性に配慮した副籍事例を示した指導資料「副籍ガイドブック」を作成し、都内公立学校に配布するとともに、平成27年3月には自閉症の児童が見通しをもって参加できる直接交流の事例や副籍交流に係る保護者座談会の事例等を示した「副籍交流事例&アイデア集」を作成・配布しました。

こうした取組は共生社会を実現していくに当たり、大変有意義であることから、引き続き効果的な交流活動の在り方について、広く特別支援学校及び小学校、中学校に周知・浸透させていきます。

#### ③ 幼稚園や小学校、中学校の教員を対象とした研修・講習の更なる充実

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒への個に応じた指導を充実するためには、幼稚園や小学校、中学校の通常の学級も含めて、教員を対象とした学校生活支援シートや個別指導計画の作成・活用に係る研修・講習を充実していくことが重要です。

都教育委員会では、平成19年度から公立学校教員を対象とした学校生活支援シートに係る講習を実施しており、学校生活支援シートの活用や実践事例の報告など教育現場における実践的な研修、講習を行ってきました。こうした取組により、小学校、中学校の受講教員数は、年々増加しています。また、通常の学級に在籍している発達障害のある児童・生徒への理解等を促進するため、小学校、中学校及び都立高校等の全教員向けの講習も実施しています。

今後も、上記の研修・講習等を継続し、幼稚園や小学校、中学校に在籍する特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒一人一人の障害の状態に応じた指導を推進していきます。

#### ④ 特別支援学級の専門性向上に向けた支援【関連：第4章-2-(2)-①-ア (p160)】

特別支援学級担当教員が児童・生徒一人一人の障害に応じた指導方法を十分に身に付け、指導力の向上を図ることは、特別支援学級の指導の質を高めていくために極めて重要です。

学校内に特別支援教育に精通した専門性の高い教員が少ない場合であっても、各教科や領域、各教科等を合わせた指導等において、教科や単元のねらいに沿った指導を展開していくことができるよう、特別支援学級担当教員の指導力を高めていく具体的な取組を講じることが求められます。

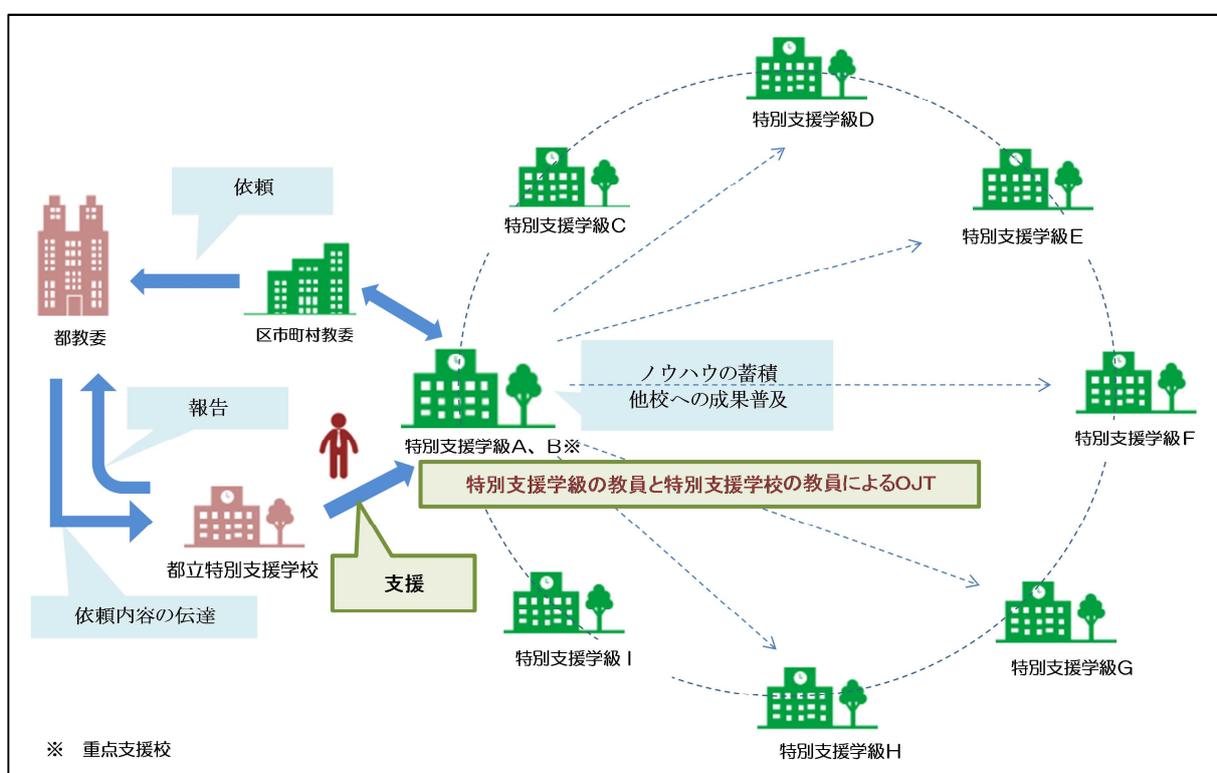
こうした認識の下、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画では、都立知的障害特別支援学校4校をモデル校として、「特別支援学級と特別支援学校の連携による専門性向上プロジェクト」（以下「専門性向上プロジェクト」という。）を実施しました。専門性向上プロジェクトでは、特別支援学校のセンター的機能を活用して、4校の通学区域内にある区市町教育委員会と連携しながら、地域において特別支援教育の推進を担う特別支援学級を計画的・継続的に支援することで、区市町教育委員会との連携強化、特別支援学級担当教員の専門性向上、支援を行う特別支援学校の教員の専門性の向上など、様々な効果が上がりました。

一方で、現在の各特別支援学校のセンター的機能を活用した支援は、小学校、中学校等からの支援要請に基づき行っており、必ずしも継続的な関わりがあるものばかりではないため、小学校、中学校の児童・生徒の実態を十分に把握できない中で、具体的な助言が難しいといった課題があります。

そこで、専門性向上プロジェクトの成果を踏まえて、特別支援学校のセンター的機能の一層の活用により、特別支援学校教員による特別支援学級担当教員の専門性の向上に努めます。具体的には、区市町村教育委員会が各特別支援学級の課題を十分に把握した上で、特別支援学級の専門性向上の方針を定め、特別支援学校がその方針に沿って、計画的・継続的に授業実践への支援を行います。こうし

た取組を通じ、学校間連携を強化して相互に学び合う関係を構築することで、特別支援学級担当教員の専門性を向上するとともに、特別支援学校の教員が特別支援学級の課題に応じた効果的な支援方法を検討することなどにより、その専門性を更に向上していきます。また、各区市町村教育委員会との連携の下、小学校、中学校に蓄積された特別支援教育に係るノウハウを記した手引等の作成・活用により、各区市町村内の他の小学校、中学校にノウハウを普及させていくための仕組みづくりをしていきます。

## ■ 特別支援学級の専門性向上に向けた支援のイメージ



### ⑤ 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実

学校生活支援シートは、進級や進学といったライフステージの節目をつなぎ、切れ目ない支援を行うためのツールとして重要です。

また、個別指導計画は、学校生活支援シートに示された学校での支援を具体化し、児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うためのツールとして重要です。児童・生徒の教育ニーズを的確に把握するためには、日常生活場面の様子を把握している保護者の意見を聞くことが大切であることから、保護者の積極的な参画を促し、より主体的に関わるようにするとともに、その意

見を十分に踏まえて作成する必要があります。

学校生活支援シート及び個別指導計画が必要な児童・生徒に作成され、有効に活用されるよう、活用状況調査や書式の改善を視野に入れ、国の動向も見定めながら区市町村教育委員会を支援していきます。

## ⑥ 特別支援学校のセンター的機能を生かした地域支援

【関連：第4章-2-(2)-①-ウ (p161)】

### ア 小学校、中学校の難聴通級指導学級との連携による聴覚障害のある児童・生徒の早期支援

聴覚障害のある児童・生徒に対し、多様なコミュニケーション手段の習得に関する教育的支援や、保有する聴力を最大限に活用する能力を育てる支援、補聴器の管理指導等を適時・適切に実施することは、その後の言語能力の伸長や社会性の獲得に大きく影響します。

小学校、中学校に設置された難聴通級指導学級において、適時・適切な支援や指導を行うためには、都立聴覚障害特別支援学校が有するノウハウを活用することが有効です。

そこで、都立聴覚障害特別支援学校は小学校、中学校に設置された難聴通級指導学級とも連携を図りながら、聴覚障害のある児童・生徒の早期支援、就学支援、就学後の支援などを行っていきます。

### イ 視覚障害・聴覚障害特別支援学校への通級による指導と小学校、中学校への巡回相談

視覚障害のある児童・生徒に対しても、触察経験等を豊かにする教育的支援や保有する視力を最大限に活用する能力を育てる支援等を適時・適切に実施することは、その後の成長・発達や社会性の獲得に大きく影響します。

そこで、平成20年度から、小学校、中学校の通常の学級に在籍する視覚障害又は聴覚障害のある児童・生徒を対象として、都立視覚障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校への通級による指導を開始しました。引き続き、通級による指導を継続し、適時・適切な支援を行います。また、必要に応じて、特別支援学校のセンター的機能の活用により小学校、中学校への巡回相談も併せて実施し、通常の学級に在籍する視覚障害や聴覚障害のある児童・生徒への支援を推進していきます。

## ⑦ 区市町村における早期連携・早期支援のための体制整備の充実

都教育委員会では、東京都特別支援教育推進計画に基づいて、発達障害をはじめとする特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の早期発見、早期支援の重要

性に鑑み、「特別な支援を必要とする子供に対する関係機関の早期支援の連携モデル事業」や「就学時健康診断の在り方に関する調査研究」を実施してきました。

こうした取組により、関係部署間の緊密な連携が図れ、就学相談が円滑に実施できるようになったほか、幼稚園、保育所、小学校等の教員等を対象にした合同研修会を実施することにより、教員等の専門性の向上が図られました。また、保護者が書きやすく、担任等が読みやすい就学支援シート<sup>※26</sup>の開発により、個別指導計画への活用や情報の引継ぎが推進されるなど、多様な成果を上げることができました。

そこで、今後もこの取組の周知、浸透を図り、区市町村における就学相談への支援を適切に行っていきます。また、特別支援教育担当指導主事<sup>※27</sup>連絡協議会や区市町村教育委員会訪問などの機会を通じて、早期教育支援コーディネーターの配置、教育支援委員会の設置及び教員等の合同研修の実施などの取組とその成果について紹介し、早期連携・早期支援関連事業の拡充を図ります。

## （２）小学校、中学校における発達障害教育の推進

### 具体的な取組

#### ① 発達障害のある児童・生徒への指導内容の充実

##### ア 特別支援教室の指導内容・方法の研究・開発

都教育委員会は、これまで、発達障害のある児童・生徒のソーシャルスキルの習得に向けた指導の研究・開発及び読み書きに障害がある児童・生徒に対する指導内容・方法の実践研究を行ってきました。その成果として、平成26年3月に「小・中学校の特別支援教育の推進のために」、平成27年3月に「読み書きに障害のある児童・生徒の指導の充実について」、平成28年3月に「読み書きに障害のある児童・生徒の指導の充実について②」を作成し、個に応じた「読み書き」の指導ポイントをまとめ、その普及を図りました。また、情緒障害等通級指導学級を利用している児童の教科の補充指導等に関する実践研究も進めてきました。

今後は、特別支援教室を利用する児童・生徒の学習の状態の把握や課題設定について、更に充実を図る必要があります。

そこで、発達障害のある児童・生徒に応じた指導内容や方法について、引き続き研究を進めていきます。

##### イ 自閉症・情緒障害特別支援学級<sup>※28</sup>（固定学級）の教育課程の研究・開発

通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒の中には、情緒障害等通級指導学級による指導では、十分にその成果を上げることが困難な児童・生徒も

います。このような児童・生徒に対しては、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）において、適切な指導・支援を行うことが有効です。

そこで、都教育委員会では、自閉症・情緒障害特別支援学級における指導内容や教育課程の編成・実施について研究・開発を行い、その成果の普及を図ってきました。具体的には、都教育委員会は平成28年3月に発行した「自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程の在り方について」において、自閉症・情緒障害特別支援学級では、小学校、中学校の教育課程に準ずるとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加をする資質を養うための指導の領域である自立活動の時間を適切に教育課程に位置付け、各教科等の指導の充実を図っていくことが重要である旨を示したところです。

しかし、教育課程編成の考え方は示したものの、児童・生徒の学習評価や授業評価の手法については、更に検討を要します。

今後、自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程に係る児童・生徒の学習評価の手法や教育活動の効果検証を行うための手法についての研究・開発を目的として、まず、小学校、中学校それぞれ2校程度を研究指定校に指定し、自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程及び学習評価の在り方の研究を行います。有識者等による検討委員会も併せて設置し、教育課程の編成や学習評価の在り方をまとめた事例集等の指導資料を作成し、より実効性のある教育課程編成へとつなげていきます。

#### ウ 学習の「つまずき」を把握するアセスメント<sup>※29</sup>方法の確立

発達障害のある児童・生徒に対して、適切な指導・支援を実施するためには、児童・生徒一人一人の学習の「つまずき」を把握することが不可欠です。

そこで、読み書きや行動・社会性に関するアセスメント方法を開発し、アセスメントの実施方法や分析の仕方、保護者との連携の在り方を示したアセスメントマニュアル及びDVDを作成・活用することにより、特別支援教室を含めた小学校、中学校における発達障害のある児童・生徒の指導・支援を充実します。

#### エ 通常の学級における個別指導の内容・方法に関する指導資料の作成

都教育委員会はこれまで、特別支援教室、情緒障害等通級指導学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級における発達障害のある児童・生徒に対し、読み書きに関する指導や適切な行動を促すための指導、自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程等の研究・開発を進めてきました。

これらの研究の成果を踏まえ、通常の学級と特別支援教室との連携を前提とした、児童・生徒のアセスメントに基づく個別指導の内容・方法に関する指導資料を作成し、発達障害のある児童・生徒への通常の学級における指導を充実

します。

#### オ 通常の学級における発達障害のある児童・生徒用の「東京ベーシック・ドリル」の作成

発達障害のある児童・生徒は、一人一人障害の状態が異なり、また、「つまずき」のポイントも異なります。

そこで、発達障害のある児童・生徒が障害の状態や自らの学習の「つまずき」に応じて選び、繰り返し学習することができる教材を作成します。具体的には、小学校や中学校の基礎的・基本的な学習内容について、児童・生徒が確実に身に付けることを目的として、都教育委員会が独自に開発した「東京ベーシック・ドリル」をベースに、発達障害の特性に応じた支援を付加した「東京ベーシック・ドリル」を開発します。また、その具体的な活用方法を掲載した指導事例集を作成し、発達障害のある児童・生徒の学力の向上を図ります。

#### カ ICT機器の活用事例集の作成

発達障害のある児童・生徒は、学習においてICT機器を活用することにより、認知処理の偏り等を補ったり、注意や集中を高めたりすることが可能となります。このため、大学や研究機関が開発した発達障害のある児童・生徒のためのICT機器を活用した学習支援システムについて、研究指定校において実践検証して作成する事例集を活用することにより、発達障害のある児童・生徒の学習における困難の改善を図ります。

#### キ ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導と学級づくり

ユニバーサルデザインの考え方とは、障害の有無等にかかわらず多様な人々が利用しやすい生活環境等をデザインする考え方のことです。こうした考え方の下、通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒にとって分かりやすい授業を実施するとともに、落ち着いて生活できる教室環境の整備や、周囲の児童・生徒の理解を深めるなどの学級づくりを行うことで、全ての児童・生徒が安心して学ぶことができます。

そこで、都教育委員会は、ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導及び学級づくりを促進させます。具体的には、通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒を含む全ての児童・生徒にとって、分かりやすい授業、安全で過ごしやすい教室環境の整備及び見通しが持て、活動しやすい学級風土づくりに関する実践的な研究活動により得られた成果を、平成28年度中に事例集として取りまとめ、区市町村教育委員会を通して、小学校、中学校への普及を図ります。

#### ク ソーシャルスキルトレーニング<sup>※30</sup>の事例集の普及

発達障害のある児童・生徒の中には、対人関係やコミュニケーションに課題

がある場合もあります。発達障害のある児童・生徒のコミュニケーション能力を高めるためには、ソーシャルスキルの学習を通常の学級における教科指導や特別活動をはじめとした学校生活全般で実践し、具体的に指導することが効果的です。

そこで、情緒障害等通級指導学級等における実践例を参考に、大学等の研究機関と連携して、平成 28 年度中に作成する通常の学級で活用できるソーシャルスキルトレーニングの事例集により、区市町村教育委員会を通して、小学校、中学校への普及を図ります。あわせて、教員向けの指導資料及びDVDを、学校において教員が活用し、実践することを通して発達障害のある児童・生徒の社会性の向上を図ります。

## ② 発達障害教育の環境整備と支援体制の充実

### ア 特別支援教室の設置

都教育委員会が実施した実態調査によると、通常の学級に在籍する発達障害の可能性があると考えられる児童・生徒の在籍率は小学校で 6.1%、中学校で 5.0%であり、そのうち、小学校で 48.9%、中学校で 28.3%の児童・生徒が通級指導学級相当の指導が必要であると推測されています。

こうしたことから、より多くの発達障害のある児童・生徒が障害の状態に応じた特別な指導・支援を受けられる体制を整備する必要があります。

そこで、全ての公立小学校、中学校に特別支援教室を設置し、発達障害教育を担当する教員が各学校の特別支援教室を巡回して指導することにより、情緒障害等通級指導学級で行ってきた特別な指導（個別指導と小集団を活用した指導による教科の補充と自立活動）を、発達障害のある児童・生徒が在籍校で受けられるようにします。

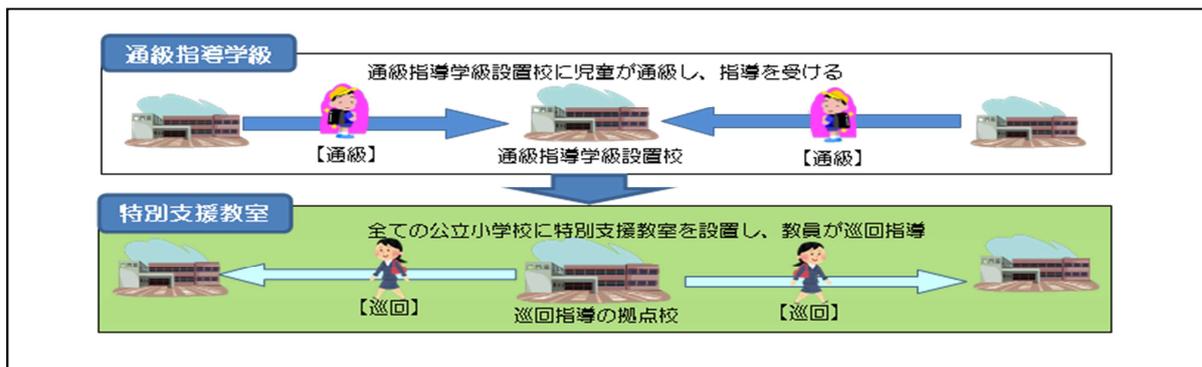
これにより、これまでより多くの発達障害のある児童・生徒が特別な指導を受けられるようになります。また、巡回指導を担当する教員（以下「巡回指導教員」という。）と在籍学級担任との連携が密になることにより、児童・生徒一人一人が抱える学習上・行動上での困難をより効果的に改善・克服することができ、学力や集団適応能力が伸長されます。さらに、特別支援教室の導入により、発達障害のある児童・生徒に対する周囲の理解が進むとともに、巡回指導教員が在籍学級担任に対して助言等を行うことによって、在籍学級における学級運営の安定化も図られます。

#### (ア) 小学校への導入

平成 28 年度以降、準備の整った区市町村から小学校に特別支援教室を順次導入しており、平成 30 年度までに、全ての小学校での設置を実現します。

都教育委員会は、特別支援教室専門員<sup>※31</sup>の配置及び臨床発達心理士等<sup>※32</sup>の巡回を実施し、各学校の特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実を促進していきます。あわせて、特別支援教室を設置する学校における物品購入及び簡易工事費相当の経費補助を行い、区市町村を支援します。

## ■ 特別支援教室における巡回指導



### (イ) 中学校への導入

中学校に特別支援教室を導入するに当たり、教科の学習や複雑化する人間関係、将来の進路への不安等、中学校特有の課題について対応する必要があります。このため、中学校における巡回指導体制や、生徒一人一人の障害特性に応じた進学指導を含めた相談機能の在り方について検討を行うモデル事業を、平成 28 年度から実施しています。

今後は、このモデル事業での成果と課題を踏まえ、平成 30 年度から準備の整った区市町村において特別支援教室を導入し、平成 33 年度までに全ての中学校での設置を目指します。

### (ウ) 発達障害教育に関する専門性の向上を図る研修の実施

特別支援教室の巡回指導教員等、発達障害教育を中心となって担う教員を対象に、発達障害のある児童・生徒の行動特性や指導の在り方等について研修を行い、専門性の向上を図ります。また、新たに特別支援教室の担当となる教員等に対し、異動前の講習会を実施します。

## イ 自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の充実に向けた支援

自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童・生徒は、近年増加傾向にあります。これに伴い、区市町村では自閉症・情緒障害特別支援学級の設置数を増やしているものの、障害の状態に応じた指導が確立されていない、対象児童・生徒の入級の判定が難しい等の課題が挙げられています。

このため、都教育委員会では、障害の状態に応じた特別な教育課程の編成方針や適切な就学の徹底、学習の評価方法等の在り方を示し、固定学級における

指導の充実を図ります。また、こうした実践を踏まえた上で、運営上の課題を詳細に検証し、区市町村が必要に応じて固定学級を設置する際には、区市町村を支援していきます。

## ウ 支援体制の充実

### (ア) 支援員の活用と資質向上

発達障害のある児童・生徒に対する支援員による適切かつ効果的な支援の在り方や、円滑な学級経営への関わり方等、支援員の効果的な活用について研究するとともに、区市町村が配置する支援員の資質向上のための研修用DVDを、全ての公立小学校、中学校で活用し、成果を普及していきます。

### (イ) 様々な分野の専門家の活用

発達障害のある児童・生徒一人一人の障害の状態に応じた指導・支援を行うため、医師、心理の専門家及びスクールソーシャルワーカーの活用に関する研究成果について、各学校等に普及していきます。

### (ウ) 特別支援学校のセンター的機能の活用【関連：第4章-2-(2)-① (p160)】

エリア・ネットワーク<sup>※33</sup>のセンター校<sup>※34</sup>の役割を担う特別支援学校が、エリア内の区市町村教育委員会と一層連携し、要請に応じて、各教育委員会が行う研修会に講師の派遣等を行うとともに、企画段階から参画します。また、特別支援学校間の連携強化等により、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図るとともに、区市町村教育委員会との緊密な連携の下、小学校、中学校からの要請に応じて、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等が指導に立ち会い、助言を行うことで、小学校、中学校の発達障害教育を担う教員等に対する支援を充実します。

## 年次計画

### 小学校、中学校における特別支援教育の充実

項 目		年 次 計 画			
取組分野	個別事業	29年度	30年度	31年度	32年度
(1) 小学校、中学校における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備	① 小学校、中学校の知的障害特別支援学級から特別支援学校高等部までの一貫した教育課程の研究	検討委員会の設置 (教育課程編成の検討、カリキュラムの検討)		指導資料の作成	導入
	② 副籍制度の充実による交流活動の推進	「副籍ガイドブック」「副籍交流事例&アイデア集」等を活用し、効果的な交流活動の在り方について周知、浸透			
	③ 幼稚園や小学校、中学校の教員を対象とした研修・講習の更なる充実	学校生活支援シートや個別指導計画の作成・活用に係る講習会・研修会の充実			
	④ 特別支援学級の専門性向上に向けた支援	区市町村教育委員会との連携の下、重点支援校の特別支援学級への継続的・計画的な支援を実施 ・実施の手引作成 (6地区で実施)	(18地区で実施)	(36地区で実施)	(53地区で実施)
	⑤ 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実	・書式の活用状況調査 書式の改善と普及・浸透 ・実践的な研究			
	⑥ 特別支援学校のセンター的機能を生かした地域支援	小学校、中学校の通級指導学級との連携による児童・生徒の早期支援 視覚障害・聴覚障害特別支援学校への通級による指導、小学校、中学校への巡回相談			
	⑦ 区市町村における早期連携・早期支援のための体制整備の充実	モデル事業の成果の普及・啓発による全都への拡大			
(2) 小学校、中学校における発達障害教育の推進	① 発達障害のある児童・生徒への指導内容の充実	◆特別支援教室の指導内容・方法の研究・開発 検討委員会 研究指定校における研究		指導資料作成、成果普及	

項 目		年 次 計 画				
取組分野	個別事業	29年度	30年度	31年度	32年度	
(2) 小学校、中学校における発達障害教育の推進	① 発達障害のある児童・生徒への指導内容の充実	◆通常の学級における発達障害のある児童・生徒用の「東京ベーシック・ドリル」の作成		小学校 成果普及		
		◆ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導と学級づくり		中学校 成果普及		
		◆ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導と学級づくりのための事例集による成果の普及				
		◆ソーシャルスキルトレーニングの事例集の普及				
		◆ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導と学級づくりのための事例集による成果の普及				
	② 発達障害教育の環境整備と支援体制の充実	◆特別支援教室の設置	小学校への導入	・小学校への導入 完了	中学校への導入	準備の整った区市町村から中学校へ順次導入
		◆自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)の充実に向けた支援				
		◆支援体制の充実				
		◆自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)の充実に向けた支援				
		◆支援体制の充実				

## 2 都立高校等における特別支援教育の充実

### これまでの取組

- ▶ 特別支援教育コーディネーターの指名、学校生活支援シート及び個別指導計画の作成と活用を進めるなど、発達障害のある生徒に対する指導体制を充実
- ▶ 特別支援学校高等部との連携により、発達障害のある生徒に対する進路指導を充実
- ▶ 心理の専門家が都立高校等を巡回し、生徒一人一人の障害の状態に応じた支援方法等について、専門的な見地からの助言を実施
- ▶ 障害者差別解消法の施行に伴い、障害のある生徒等に合理的な配慮の適切な提供を確実にを行うため、障害種別ごとの対応例を示した「障害者差別解消法ハンドブック」を作成・周知

### 施策の考え方

- 都立高校等にも障害のある生徒が在籍している状況に適切に対応するためには、都立高校等における指導・支援の充実や教育環境の整備が必要
- 発達障害のある生徒が、将来の自立と社会参加を実現するため、全ての都立高校等で必要な指導・支援を行う体制の構築が必要

### 今後の施策の展開

- (1) 都立高校等における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備  
学校生活支援シート等に基づく指導と支援の充実 等
- (2) 都立高校等における発達障害教育の推進  
通級による指導の実施、教育課程外での特別な指導・支援 等

## (1) 都立高校等における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備

### 具体的な取組

#### ① 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実

都立高校等に在籍する障害のある生徒への個に応じた指導、支援を計画的かつ一体的に充実していくためには、学校生活支援シート及び個別指導計画の作成・活用が重要です。

しかしながら、平成27年度時点における都立高校等の学校生活支援シート及び個別指導計画の作成率<sup>※35</sup>はそれぞれ37.7%・46.3%と、小学校又は中学校における作成率<sup>※36</sup>と比較すると、依然として低い水準にあります。

こうした中、都教育委員会では、「都立高等学校等における個別の教育支援計画・個別指導計画の作成・活用に関する検討委員会」を設置し、書式の改善や作成・活用の具体的事例等について研究・開発を進めてきました。特に、学校生活支援シートについては、中学校との連携を強化することにより、移行支援ツールとして十分に活用できるよう、具体的な事例に基づく検証・研究を行い、その成果を指導資料等にまとめて普及を図りました。具体的には、高校で活用しやすい、個別の教育支援計画及び都立高校等の個別指導計画の新たな書式として、学校生活支援シート及び学校生活支援カードをそれぞれ開発し、報告書「これからの個別の教育支援計画」の中で、都立高校等における学校生活支援シートの作成例を紹介しました。

これらの成果を基に、障害のある児童・生徒への切れ目ない支援を確保するため、障害のある生徒に対する継続した支援の重要性について、保護者等の理解推進を図るとともに、学校生活支援シート等を活用した学校間連携の推進に向け、ガイドラインを作成するなど、学校生活支援シート及び個別指導計画の活用を今後、更に強化していきます。

#### ② 都立高校等に在籍する障害のある生徒への適切な支援の実施

##### 【関連：第4章-2-(2)-①-エ (p162)】

都立高校等に在籍する障害のある生徒が、障害のない生徒と同様の教育を受けられるようにするためには、それぞれの障害特性に応じて、必要とされる合理的配慮を適切に提供していくことが求められます。

都立高校等では、入学者選抜、授業全般、定期考査、登下校及び災害時の対応などの様々な場面で、生徒や保護者等の申出に応じた合理的配慮に基づく対応を行っています。

今後は、こうした合理的配慮を安定的に提供できるよう適切な支援体制を構築

することが求められます。

このため、都立高校等に在籍する障害のある生徒については、学校生活支援シート等により継続した支援を実施するとともに、生徒や保護者等の申出に基づき、支援員の配置や学習用 I C T 機器の整備等により、障害特性に応じた適時・適切な支援を行っていきます。

あわせて、都立高校等の教職員がその専門性を高めることができるよう、特別支援学校が行う学校介護職員向けの研修等に、都立高校等の教職員等も参加できる仕組みを構築していきます。

### ③ 特別支援学校のセンター的機能を発揮した障害のある生徒への指導内容・方法の充実【関連:第4章-2-(2)-① (p160)】

平成 27 年度の特別支援学校のセンター的機能における都立高校等への支援状況は 63 件であり、全体の支援件数 (7,038 件) と比較すると少ない (約 0.9%) 状況ですが、就労や進学に向けた支援等について、今後、センター的機能の発揮を求められるケースが増加することが想定されます。

そこで、特別支援学校高等部におけるセンター的機能の発揮の在り方について、ニーズの把握と実施方法を含め、今後検討を進めていきます。

## ④ 進路指導の充実

### ア 進路連絡協議会の開催

都立高校等に在籍する障害のある生徒への進路指導を充実させていくためには、特別支援学校高等部の進路指導に係るノウハウが参考になります。

このため、知的障害特別支援学校高等部就業技術科等の就労支援に関する取組を参考にするとともに、進路指導の在り方に関する検討委員会を設置して、東京都学校経営支援センター (3 所・3 支所の計 6 か所) ごとに、進路連絡協議会を開催しています。各協議会では、特別支援学校高等部と都立高校等の進路指導担当者が一堂に会し、進路指導のノウハウ等に関する情報共有を図っています。

今後もこうした取組を継続して実施することで、都立高校等に在籍する障害のある生徒に対し、適切な指導・支援を促進していきます。

### イ 東京都特別支援教育推進室による企業情報等の提供 (進路指導充実事業)

これまで、インターンシップが可能な企業の情報をはじめとする進路指導に係る情報提供は、東京都特別支援教育推進室から特別支援学校へ行われ、特別支援学校のセンター的機能を通じて、都立高校等に対して個別に行われてきました。進路指導に係るノウハウを効率的かつ効果的に共有していくためには、

これを集約し、各学校へ還元していく仕組みの構築が重要です。

そこで、今後は、東京都特別支援教育推進室が集約したインターンシップが可能な企業の情報等を、都立高校等からの求めに応じ、直接提供していきます。

#### ⑤ 高等学校特別支援教育コーディネーター研修等の実施

【関連：第4章-1-(2)-②-イ (p151)】

都立高校等における特別支援教育コーディネーターの指名は、平成20年度以降全ての学校において行われていますが、校内事情による校務分掌の変更や人事異動があることを考慮すると、今後とも継続的な指名・育成が必要となります。

そこで、都教育委員会は、特別支援教育コーディネーターに新規に指名された教員に原則として、東京都教職員研修センターが実施する「高等学校特別支援教育コーディネーター研修」を必ず受講させることとし、発達に課題のある生徒や保護者のニーズに応じ、関係者間の調整を図りながら具体的な支援策を実行できる能力・技術の習得を図ってきました。

さらに、特別支援教育コーディネーターとしての知識・技能や経験等に応じて、よりその能力を向上させるため、「特別支援教育コーディネータースキルアップ研修」を実施しています。

今後、より実効性のある研修内容となるよう、研修テキストの更新等を行いながら、研修を継続していきます。

#### ⑥ 島しょ地域の都立高校における特別支援教育の充実

【関連：第4章-1-(2)-④ (p152)】

島しょ地域の小学校、中学校の特別支援学級には、障害のある児童・生徒が一定数在籍しており、島内の都立高校に進学する生徒もいることから、島外と同様に、島しょ地域の都立高校においても特別支援教育を充実させていく必要があります。

そこで、東京都教職員研修センターが毎年度実施している「都教委訪問（島しょ教育研修）」の際に、訪問する指導主事が特別支援教育に関する研修を行い、島しょ地域の都立高校において、特別支援教育の専門性の向上を図るための機会を確保します。本研修においては、各都立高校における特別支援教育に関する個別のニーズに応じた指導・助言などを行い、効果的な支援を展開します。

## (2) 都立高校等における発達障害教育の推進

### 具体的な取組

平成 26 年度の実態調査によると、都立高校等に通う生徒のうち、発達障害の可能性があると考えられる生徒の在籍率は 2.2%であり、その内訳は全日制課程で 1.2%、定時制課程で 11.4%となっています。

一方で、高校では、障害に応じた特別の教育課程<sup>※37</sup>の編成に関する法的根拠がないため、中学校において情緒障害等通級指導学級や自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）で指導を受けていた生徒に対して、障害の状態に応じた特別な指導を実施しにくい状況があります。

また、高校は、学科や教育課程が多様である上に、学校ごとに発達障害の可能性があると考えられる生徒の在籍状況が大きく異なることから、支援体制を一律に整備することは適切であるとはいえません。さらに、進学や就職を控えて授業を欠席することに不安を感じたり、友人との関係から在籍校で特別な指導・支援を受けることに抵抗感を示したりする場合がありますなど、生徒の状況も様々です。

このため、それぞれの実態や必要性に応じた指導・支援を行っていくことが重要です。

#### ① 発達障害のある生徒への指導内容の充実

##### ア 学校設定教科・科目<sup>※38</sup>の活用

対人関係やコミュニケーション、情動のコントロールなどが苦手な生徒に対し、自己の障害に関する理解や社会性を向上させるための指導等を実施することを目的とした学校設定教科「社会人としての意識と行動（仮称）」等について、実践的な研究開発を行い、各都立高校等において在籍する生徒の状況に応じて活用できるようにします。具体的には、モデル校での試行を踏まえ、発達障害の可能性があると考えられる生徒が一定程度在籍する都立高校等に対し、本教科・科目の活用を働きかけ、支援していきます。

##### イ ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業の実施と行動支援

発達障害のある生徒が持てる力を十分に発揮するためには、学校生活支援シートや個別指導計画を適切に作成していくとともに、授業においては、発問や指示が理解しやすい、活動の見通しが持ちやすいなど、障害特性に応じた分かりやすい授業の実施や行動支援を行っていくことが必要です。

そこで、平成 28 年度中に取りまとめる事例集を活用し、分かりやすい授業展開や適切な行動を促す行動支援など、各都立高校等における指導・支援を充実していきます。

## ウ 障害の状態に応じた進学・就労支援の充実

発達障害のある生徒の将来の自立と社会参加を実現するため、大学との連携による進学支援や企業との連携による就労支援に関する実践研究に基づき、発達障害のある生徒の進学支援、就労支援の在り方をまとめた進路指導の手引の活用により、発達障害の状態に応じた進学・就労支援を充実します。具体的には、生徒が自己理解に基づき、自分に合った進路先を選択できるように支援した事例や進路先の求めに応じて支援の引継ぎを行った事例、進路先の環境に合わせて、適切な支援方法等を提案した事例などを普及・浸透させることで、発達障害のある生徒の円滑な進学・就職へとつないでいきます。

あわせて、学校生活支援シートや個別指導計画に基づく支援を行っている生徒の進学・就職に際しては、生徒・保護者の希望により個別移行支援計画<sup>※39</sup>を作成し、進路先へ適切につないでいきます。

## エ 学校・学級不適應の生徒への対応

発達障害のある生徒は、その障害特性から授業中の離席など衝動的な行動を起こしたり、また、周囲からの理解が得られず疎外感を感じやすいことから不登校や中途退学につながったりするなど、様々な学校・学級不適應を起こすことがあります。

このため、発達障害に起因する学校・学級不適應（不登校及び中途退学を含む。）の改善に向けた、組織的対応の在り方をまとめた教員用の手引及びDVDを活用し、学校・学級不適應の予防・改善を図るとともに、障害のない生徒に対して、発達障害の理解を促進します。

## ② 発達障害教育の環境整備と支援体制の充実

### ア 障害の状態に応じた特別な指導

中学校において情緒障害等通級指導学級での指導・支援を受けていた生徒等が、高校でも引き続き特別な指導・支援を希望する場合、障害の状態に応じた指導・支援を行うことが必要となります。

#### (ア) 通級による指導

都教育委員会では、都立高校等における通級による指導の平成 30 年度からの開始を目指して、検討を行います。通級による指導では、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服のため、生徒一人一人の状態に応じた自立活動の指導等を行います。

具体的には、都立秋留台高校を通級による指導のパイロット校として検証を行います。当面の間、都立秋留台高校の生徒を対象とした自校通級での運用を行い、パイロット校での実践を踏まえた上で、今後の設置の仕組みや他

校通級の在り方を検討していきます。また、今後の設置に当たっては、学校像や地域バランスを十分考慮します。

なお、国においては、平成 28 年 12 月に「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成 28 年文部科学省令第 34 号）及び学校教育法施行規則第 140 条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示（平成 28 年文部科学省告示第 176 号）が公布され、高校における通級による指導が制度化され、平成 30 年 4 月 1 日から施行される旨示されました。今後も、こうした国の動きも注視していきます。

#### **（イ）教育課程外での特別な指導・支援**

各都立高校等における発達障害のある生徒の在籍者数等にかかわらず、生徒の状態に応じて指導・支援を実施するため、土曜日等の教育課程外で、かつ、学校外で民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を行います。

#### **イ 発達障害のある生徒に対する就労支援体制の整備・充実**

発達障害のある生徒の場合、就職しても障害特性に起因する対人関係や仕事上のトラブルから離職を余儀なくされるケースが少なくありません。発達障害のある生徒の職場定着を図るためには、生徒一人一人に応じた職種や職場との適合（マッチング）が極めて重要であり、都立高校等は、都立知的障害特別支援学校や各種就労支援機関との連携によって就労支援や職場定着支援の体制整備に努める必要があります。

そこで、都教育委員会は、特別支援学校と連携した「都立高等学校の進路指導の充実事業」で検討委員会を設置し、特別支援学校と都立高校等の進路指導担当者による連携強化の在り方に関する検証を実施しました。具体的には、平成 25 年度から、東京都学校経営支援センターごとに進路指導連絡協議会を年 2 回程度実施し、発達障害のある生徒の就労支援などの充実に向けて、特別支援学校と都立高校等の連携強化を図りました。

今後もこの取組を継続し、特別支援学校と都立高校等の連携により、発達障害のある生徒がより適切な職場に就職できるようにするための進路指導の在り方や進路開拓の在り方等についてノウハウの共有を図っていきます。

#### **ウ 教員に対する理解推進**

都教育委員会では、これまでも都立高校等の教員を対象に、特別支援教育全般や発達障害の特性に関する理解を推進するために、国の委嘱によるモデル事業の成果を普及することを目的とした理解推進リーフレットの作成・配布を行うとともに、平成 23 年度からは、都立高校等の教員を対象とした高校における発達障害のある生徒の支援に関する講習会を年 1 回実施し、その内容を基に、

高校教員向けの理解推進リーフレット（「発達障害等への理解と支援～課題に  
気付き、支援につなげる～」）を作成、配布してきました。

今後も、都立高校等において通級による指導や教育課程外での特別な指導・  
支援を実施していくに当たり、都立高校等の教員のより一層の理解推進が求め  
られることから、講習会において、講師による説明だけでなく、各学校からの  
実践報告を充実させるなどの取組を行っていきます。

## **エ 支援体制の充実**

### **(ア) 支援員の活用**

都立高校等に在籍する発達障害のある生徒に対する適切かつ効果的な支  
援の在り方や、円滑な学級経営への関わり方等、支援員の効果的な活用方  
法について、各学校に研究成果を普及していきます。

### **(イ) 専門家の活用**

都立高校等に在籍する発達障害のある生徒一人一人の障害に応じた指  
導・支援を行うため、医師、スクールソーシャルワーカー等の様々な分野の  
専門家の活用について、各学校に研究成果を普及していきます。また、様々  
な分野の専門家との相談を円滑に実施できるよう、教員が活用する「学習・  
行動の支援に関する気付きチェックリスト」の普及を図っていきます。

### **(ウ) 特別支援学校のセンター的機能の活用【関連：第4章-2-(2)-① (p160)】**

都立高校等への支援の仕組みを更に明確にするとともに、特別支援学校  
間の連携強化などにより、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター  
が支援事例の共有を促進するなど、その専門性を向上し、各学校に対して、  
学校・学級不適應の生徒への具体的な対応方法に関する助言や生徒の進路  
指導に関する具体的な助言などの支援を行っていきます。

## **オ 心理の専門家による相談支援体制の整備**

都教育委員会では、都立高校等からの要請に応じて、発達障害に関する専門  
的な判断や指導に関する相談・助言のできる心理の専門家を派遣しています。

現在は、発達障害の可能性があると考えられる生徒が比較的多く、巡回指導  
の需要が高いと推察される都立高校等を中心に巡回しています。心理の専門家  
による相談は、発達障害の可能性があると考えられる生徒やその保護者のみ  
ならず、学級担任や学校全体に波及する効果も高いなどの報告が上げられて  
いることから、今後は、より多くの学校で巡回指導を実施することで、発達  
障害のある生徒への適切な指導につなげていきます。

## **カ 都立高等学校等発達障害支援研究協議会を通じた特別支援教育コーディネーターの資質・専門性の向上**

都教育委員会では、これまで、都立高校等で指名されている特別支援教育

コーディネーターの資質・専門性の向上を図るため、各学校の発達障害の理解に関する実践事例の報告や特別支援学校との情報交換等を行う「都立高等学校等発達障害支援研究協議会」を東京都学校経営支援センター（3所・3支所の計6か所）ごとに、年2回程度実施してきました。この協議会では、特別支援学校のコーディネーターが、都立高校等のコーディネーターに助言を行うなどして、コーディネーター間におけるノウハウの承継が行われています。

今後も取組を継続し、地域のコーディネーター同士のネットワークを形成していきます。

## 年次計画

### 都立高校等における特別支援教育の充実

項 目		年 次 計 画				
取組分野	個別事業	29年度	30年度	31年度	32年度	
(1) 都立高校等における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備	① 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>書式の活用状況調査</li> <li>指導資料の普及・浸透</li> <li>実践的な研究</li> </ul>				
	② 都立高校等に在籍する障害のある生徒への適切な支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援員の配置等による適切な支援の実施</li> <li>学校介護職員向け研修等に参加する仕組みの構築</li> </ul>		都立高校等の教員・支援員が研修等に参加することによる専門性の向上		
	③ 特別支援学校のセンター的機能を発揮した障害のある生徒への指導内容・方法の充実	特別支援学校高等部におけるセンター的機能の発揮の在り方の検討			検討を踏まえたセンター的機能の発揮による指導内容・方法の充実	
	④ 進路指導の充実	都内6ブロックにおける進路連絡協議会の実施による情報共有等の推進 インターンシップ可能な企業情報等を高校へ提供				
	⑤ 高等学校特別支援教育コーディネーター研修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校特別支援教育コーディネーター研修の実施</li> <li>特別支援教育コーディネータースキルアップ研修の実施</li> </ul>				
	⑥ 島しょ地域の都立高校における特別支援教育の充実	「都教委訪問(島しょ教育研修)」の実施を通じた専門性の向上				
(2) 都立高校等における発達障害教育の推進	① 発達障害のある生徒への指導内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学校設定教科・科目の活用</li> <li>研究校の指定 実践研究・検証</li> </ul>	必要な学校で導入			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業の実施と行動支援</li> <li>ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導と学級づくりのための事例集による成果普及</li> </ul>				

項 目		年 次 計 画			
取組分野	個別事業	29年度	30年度	31年度	32年度
(2) 都立高校等における発達障害教育の推進	① 発達障害のある生徒への指導内容の充実	◆障害の状態に応じた進学・就労支援の充実 就労支援の在り方をまとめた進路指導の手引を活用することにより、発達障害の状態に応じた進学・就労支援を充実			
	② 発達障害教育の環境整備と支援体制の充実	◆都立高校等における通級による指導 パイロット校における導入に向けた準備	秋留台高校をパイロット校として通級による指導を開始、今後の設置の仕組みや他校通級の在り方を検証		
		◆教育課程外での特別な指導・支援 学校外において、民間のノウハウを活用するなどして、ソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を実施			
		◆発達障害のある生徒に対する就労支援体制の整備・充実 生徒に応じた職種や職場とのより良い適合のための進路指導の在り方や進路開拓の在り方についてノウハウを共有			

※26 就学支援シート

障害のある児童が豊かな学校生活を送ることができるよう、障害の様子や指導の手立て・手掛かり、就学後も引き継いでほしい支援の内容、保護者の要望等についてまとめ、就学前機関から小学校等に引き継いでいくもの

※27 指導主事

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条の規定に基づき教育委員会事務局におかれる職員。学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

※28 自閉症・情緒障害特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき、通常の学級における学習では、十分その成果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編制された学級であり、自閉症児及び情緒障害児を対象とするもの

※29 アセスメント

標準化された検査法等を用いて、幼児・児童・生徒の障害の状態や発達の段階、技能水準等を把握すること。

※30 ソーシャルスキルトレーニング

一般に「相手を理解する」、「自分の思いや考えを適切に伝える」、「人間関係を円滑にする」、「問題を解決する」、「集団行動に参加する」等の社会生活上の基本的な技能を習得するため、ロールプレイングなど実際の場面を想定した練習を通して身に付けることや、ストレスへのより良い対応の仕方を学ぶなどのトレーニング

※31 特別支援教室専門員

巡回指導教員や臨床発達心理士等の巡回日の連絡・調整、児童の行動観察や指導の記録の作成など、巡回指導教員等と連携して特別支援教室の円滑な運営に必要な業務を行う職員

※32 臨床発達心理士等

児童・生徒が抱える学習上・行動上での困難についての的確に把握し、巡回指導教員や在籍学級担任に専門的立場から助言する専門家。本事業における臨床発達心理士等は、臨床発達心理士、特別支援教育士及び学校心理士を指す。

※33 エリア・ネットワーク

各区市町村を基礎的な単位として教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関等が相互に密接な連携を図り、互いの機能を有効に活用するネットワーク

※34 センター校

エリア・ネットワークの拠点となる特別支援学校

※35 学校生活支援シート及び個別指導計画の作成率

- ・学校生活支援シートの作成率

個別の教育支援計画の作成が必要な児童・生徒がいる学校のうち、作成済みの学校の割合

- ・個別指導計画の作成率

個別指導計画の作成が必要な児童・生徒がいる学校のうち、作成済みの学校の割合

いずれも、文部科学省調査「特別支援教育体制整備状況調査結果」による。

※36 小学校又は中学校における作成率

- ・小学校における個別の教育支援計画の作成率は 84.5%、個別指導計画の作成率は 98.2%
- ・中学校における個別の教育支援計画の作成率は 80.2%、個別指導計画の作成率は 92.8%

※37 特別の教育課程

通常の教育課程に加え、又は、その一部に替えて、障害に応じた特別の指導（自立活動）が行われるよう特別に編成された教育課程。学校教育法施行規則第 138 条及び第 140 条に規定されている。高校については、平成 28 年 12 月の学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布により第 140 条に新たに規定され、平成 30 年 4 月 1 日から施行される。

※38 学校設定教科・科目

地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程を編成できるようにするため、高等学校学習指導要領に掲げられている教科・科目以外に、学校が設けることができる教科・科目

※39 個別移行支援計画

卒業後の職業生活や地域生活への円滑な移行を見通し、在学中から関係機関等と連携して、一人一人のニーズに応じた支援を実施し、学校から地域の関係機関に円滑に引き継ぐための計画